

## 世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準

平成26年2月27日

25世経理第750号

(目的)

第1条 この基準は、工事請負契約約款第10条第4項に規定する現場代理人を兼任することができる場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(兼任することができる工事)

第2条 次の各号の全てに該当する場合は、合計で3件まで現場代理人を兼任することができる。

- (1) それぞれが世田谷区発注の工事であること
- (2) それぞれが単価契約の工事又は契約金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事であること
- (3) 兼任する工事現場が同一の区市町村内であること
- (4) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること
- (5) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (6) 世田谷区以外が発注する工事と兼任しないこと

(手続き)

第3条 現場代理人の兼任を希望する者は、兼任届を提出することとする。

(兼任することができない場合の取扱い)

第4条 第2条の要件を満たす場合であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事で、兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任することができない。

(契約変更時の取扱い)

第5条 第2条の規定に基づき現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第2条第2号の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人を兼任することができる。

(兼任することができる工事の特例)

第6条 第2条の規定にかかわらず、工事現場が同一の場所又は近接した場所で、密接な関連性のある工事については、現場代理人を兼任することができることとし、第3条に規定する兼任届の提出は不要とする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

附 則 (平成28年5月25日28世経理第127号)

- 1 この基準は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関

する基準第2条第1項第2号の規定は、施行日以後に締結する契約について適用する。

- 3 前号の規定にかかわらず、施行日前に締結した契約で、工期が施行日以後の日にかかるものについての改正後の適用の取扱いは、区が受注者と協議の上、決定する。

附 則（令和3年12月22日3世経理第563号）

- 1 この基準は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準第2条第1項の規定は、施行日以後に締結する契約について適用する。
- 3 前号の規定にかかわらず、施行日前に締結した契約で、工期が施行日以後の日にかかるものについての改正後の適用の取扱いは、区が受注者と協議の上、決定する。

附 則（令和4年12月14日4世経理第624号）

- 1 この基準は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この基準による改正後の世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準第2条第1項第2号の規定は、施行日以後に締結する契約について適用する。
- 3 前号の規定にかかわらず、施行日前に締結した契約で、工期が施行日以後の日にかかるものについての改正後の適用の取扱いは、区が受注者と協議の上、決定する。